

第89号議案

島根県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例

島根県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年島根県条例第67号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第4号ア中「、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護」を「、指定特定施設入居者生活介護」に、「第192条の2に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護」を「第174条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第109条第1項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は指定介護予防特定施設入居者生活介護」に、「第253条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護」を「第230条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護」に改め、同条第7項ただし書中「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護」に改め、「（以下「外部サービス利用型養護老人ホーム」という。）」を削り、同条第8項中「外部サービス利用型養護老人ホーム」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホーム」に改める。

第22条第3項中「前2項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない外部サービス利用型養護老人ホーム」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う

養護老人ホームであって、第12条第1項第3号の規定による生活相談員を置いていない場合」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。